

魚沼市スポーツ少年団本部規約内規

魚沼市スポーツ少年団本部規約第12条により、下記のとおり内規を定める。

(理事数)

- 1 種目別より選出する理事は以下の数とする。
- (1) 構成単位団数 1～3団体 理事数1名
 - (2) 構成単位団数 4～6団体 理事数2名
 - (3) 構成単位団数 7団体以上 理事数3名

(中学校単位団)

- 2 中学生をもって構成する単位団については、以下の制限を設ける。
- (1) 理事の選出は行わない。
 - (2) 県本部登録は行わないことができる。
 - (3) 補助金の支出は行わない。

(全国大会出場団体旅費支援金)

- 3 全国大会に出場する本団加盟単位団に対し、出場競技日数1日10,000円の支援金を贈呈するものとする。1年度の上限を30,000円とし、大会が数日に渡って行われる場合は別途協議するものとする。
- (1) 全国大会出場団体旅費支援金を受ける単位団は、申請書を本部長に提出するものとする。
 - (2) 申請単位団の決定については本団役員会で決定する。

(国際交流事業支援金)

- 4 日本スポーツ少年団及び県スポーツ少年団が主催する国際交流事業に参加する本団加盟団員に対し、本団本部長が認める場合に支援金を贈呈するものとする。上限は50,000円とする。

(表彰規程)

- 5 スポーツ少年団表彰は次のように定める。表彰の対象者は第4条2の優秀競技者表彰の重複について春期、秋期年2回の表彰を同じ競技で重複しない。

附 則

この内規は平成16年11月1日より施行する。

附 則

この内規は平成 18 年 5 月 20 日より施行する。

附 則

この内規は平成 24 年 6 月 14 日より施行する。

附 則

この内規は平成 25 年 4 月 23 日より施行する。